

結果まとめ

第5回クリーンウッド法に基づく木材調達にあたっての合法性確認の実態アンケート

2025年7月11日公表

フェアウッド・パートナーズ

(地球・人間環境フォーラム/国際環境 NGO FoE Japan)

1. はじめに

フェアウッド・パートナーズでは、世界の森林保全に貢献するために、伐採地やその流通加工過程で環境・社会に大きな負荷がかからない持続可能な木材調達を日本で広める活動を2002年より展開しています。その活動の一環として、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」の実施状況に注目し、国等への提言活動や事業者向けの情報提供を行っています。本アンケートは登録第一種木材関連事業者を対象に、法に基づく合法性確認やリスクについての認識について実態把握をすべく、2019年より実施しており、今回はその5回目となります¹。

2025年4月、改正クリーンウッド法が施行され、川上・水際の第一種事業者に対して合法性確認が義務付けられることになりました。改正法には、一定規模以上の第一種事業者に対して定期報告の義務付け、素材生産販売事業者に対する情報提供の義務付け、小売事業者の木材関連事業者への追加なども盛り込まれています。本改正は、一定の規制強化につながる内容になったものの、違法伐採対策にとどまらず包括的な森林減少・劣化に歩みを進めた国際社会との認識の違いは大きく開いています。

5回目となる今回のアンケートは、改正法施行前の登録事業者による合法性確認（デューデリジェンス、DD）の実態と事業者の意向を把握した内容となっています。この集計・分析結果は、今後の改正法の運用や登録事業者によるDDをモニタリングしていくにあたって参考情報として活用いきます。

2. まとめ：低いリスクの認識と限定的なリスク対応、求められるDDのレベルアップと情報公開の仕組み

本アンケートおよび過去2回、あわせて3回の推移を含めた集計結果から、以下のように分析した。

- ① サプライチェーンの長い輸入材を中心に違法リスクの高い木材の調達のリスクを排除するのに十分なDDを実施しているのは、依然として一部の事業者のみであることが確認できた
 - ・ クリーンウッド法に基づく合法性確認において、リスクという概念を採用していない事業者は前回調査と同様に全体の5割強を占めた（問2-2）
 - ・ リスク情報の把握やリスクの高低の判断に不可欠である、伐採国・地域までのトレーサビリティの把握の重要性が登録事業者に浸透しているとは言えない（問2-2）
 - ・ 書類を中心とした情報の入手ができれば、合法性確認ができると回答した事業者が7割強を占め、そのうち国産材のみを取り扱う事業者が多数を占めた（問2-3）
 - ・ 合法性確認の結果、木材調達リスクを緩和する措置としてなんらかの対応をとっているとした事

¹過去のアンケートについては以下を参照。

第4回アンケート結果（2024年5月18日公表）<https://fairwood.jp/document/221213cwaquestionnaire04/>

第3回アンケート結果（2022年3月25日公表）<https://fairwood.jp/document/211207cwaquestionnaire03/>

第2回アンケート結果（2021年5月21日公表）<https://fairwood.jp/document/200930cwaquestionnaire02/>

第1回アンケート結果（2019年12月5日公表）<https://fairwood.jp/document/190718cwaquestionnaire01/>

業者は一部にとどまり、そのほとんどが輸入材を取り扱う事業者であった（問 2-4）

- ② クリーンウッド法が事業者に求める木材の合法性確認を当然行うべきことと受け止めている事業者が増えていることから、同法が登録事業者の間で定着しつつあると評価できる（問 3-1）
- ③ 改正クリーンウッド法に対しては、前向きに評価する意見に加えて、DD に真摯に取り組む事業者を後押しする運用を期待する声があった。一方で EUDR（森林破壊防止規制法）など海外の法制度との乖離を懸念する意見もあった（問 3-3）

上記①および②から、クリーンウッド法が求める「合法性確認」と、リスク概念を取り入れた本来あるべき DD とは別のもので受け止めている事業者がいることを示していると考えられる。書類の確認だけにとどまらない、リスクに応じてサプライチェーンのトレーサビリティを確認し、方針や基準に照らして検証していくという、本来あるべき DD が登録事業者に広がっていない現状が改めて確認できた。今年 4 月から施行された改正クリーンウッド法においても、第一種登録事業者に対して合法性確認が義務付けられたものの、新たに提示された合法性確認の手順において本来あるべき「リスク緩和措置」に該当する手続きが削除されている。このような現状からも、事業者による DD 実施状況を政府が監視するだけでなく、事業者自らによる情報開示など外部組織が監視や評価できるような情報公開の仕組みの導入が望まれる。

3. 調査概要

- 調査期間：2024 年 11 月 29 日～2025 年 2 月 3 日
- 調査方法：クリーンウッド法に基づき事業者登録をした第一種事業者 257 社（2024 年 10 月 31 日現在）に対し、ウェブページ上での回答方法または郵送・FAX によるアンケート調査を行った。さらに、アンケート回収後、いくつかの事業者に個別メールおよび電話により聞き取り調査を行った。
- 有効回答数：82 件（回収率 31.9%）

4. 集計と分析

(1) 回答事業者の概要

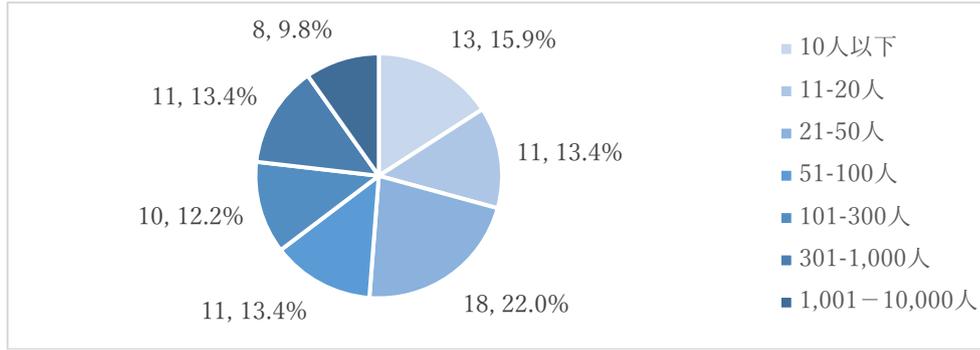
事業者の規模（従業員数）

従業員数については、10 人以下の事業者から、1,001 人以上の事業者まで幅広い回答がみられた。

中小企業基本法における中小企業の定義²に基づき、従業員数が 300 人以下と、100 人以下の事業者の割合をみたところ、前者が 63 社（76.8%）、後者が 53 社（64.6%）と中小規模の事業者が 4 分の 3 前後の割合を示していた。前回・前々回に比べると中小規模の事業者の回答割合が減っている背景には、前回の分析と同様に木材業界をめぐる経済環境の悪化が影響している傾向がみとれる。なお、300 人以上の回答事業者 19 社のうち、輸入木材等を扱う商社（7 社）が半数弱を占め、そのほかは建材・家具（6 社、うち国産材のみ取り扱いの 1 社を含む）や製紙関連（3 社）と、輸入材を扱っている事業者が中心となっている。

² 「製造業その他」：資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人。「卸売業」：資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人。

グラフ1: 回答事業者の属性: 従業員数別割合 (5回、N=82)



第一種事業として行っている内容 (問 1-1)

国産材、輸入材ともに、多種類の製品を扱う事業者から回答が得られた。

表 1: 第一種事業者として行っている事業: 3回~5回

	第一種事業者として行っている事業	回答事業者数(複数回答可) ()内は回答者数に占める比率		
		3回(N=80)	4回(N=74)	5回(N=82)
1	丸太の輸入	8(10.0%)	5(6.8%)	8(9.8%)
2	木材製品の輸入	34(42.5%)	28(37.8%)	34(41.5%)
	製材	23	18	24
	合板	12	9	12
	単板	8	9	15
	集成材	16	9	16
	単板積層材(LVL)	9	0	0
	フローリング	10	7	9
	家具	1	3	3
	燃料用チップ・ペレット	3	4	5
	紙・パルプ・製紙用チップ	8	5	5
	その他	2	1	0
3	国産丸太の販売	36(45.0%)	30(40.5%)	36(43.9%)
4	国産丸太の加工・販売等	37(46.3%)	46(62.2%)	42(51.2%)
	製材	21	26	29
	合板	1	4	3
	単板	0	3	0
	集成材	1	3	5
	単板積層材(LVL)	0	0	0
	フローリング	2	7	1
	家具	1	4	2
	燃料用チップ・ペレット	6	15	17
	紙・パルプ・製紙用チップ	9	12	16
	その他	5	1	0
5	国産丸太の輸出	10(12.5%)	5(6.8%)	10(12.2%)
	製材	8	2	5
	合板	3	0	0
	単板	1	0	1
	集成材	0	0	1
	単板積層材(LVL)	0	0	0
	フローリング	0	0	0
	家具	0	1	1
	燃料用チップ・ペレット	0	0	0
	紙・パルプ・製紙用チップ	0	0	1
	その他	0	0	0
6	その他	0(0%)	0(0%)	0(0%)

回答事業者の取り扱い木材の輸入材・国産材の別 (問 1-2)

第一種事業として取り扱った木材を輸入材、国産材で回答事業者を分類すると、国産材のみを取り扱う事業者数が最も多く、6割弱を占める(グラフ2)。前回と比べると(表2)、輸入材のみを取り扱うと回答した事業者が23社に増えている(前は17社)のに対して、国産材のみ、両方を取り扱っているとした回答事業者数に大きな変化はない。

グラフ2: 第一種事業として取り扱った木材による回答事業者の分類(5回、N=82)

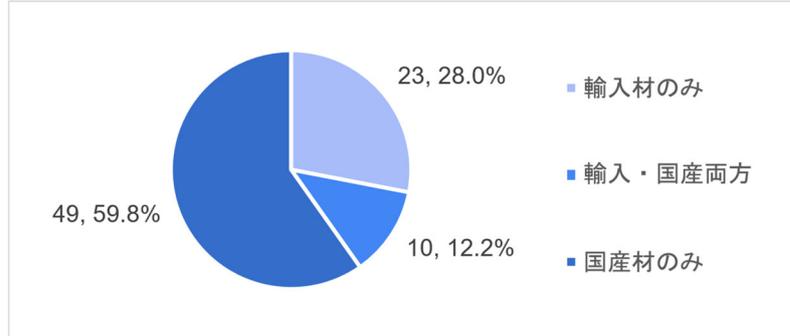


表2: 第一種事業として取り扱った木材による回答事業者の分類: 3回~5回の推移

取り扱い木材の輸入材・国産材の別	事業者数		
	3回(N=80)	4回(N=74)	5回(N=82)
輸入材のみを取り扱った事業者	24	17	23
輸入材・国産材の両方を取り扱った事業者	10	11	10
国産材のみを取り扱った事業者	46	46	49

(2) 調達方針・行動規範の有無と公開状況(問 1-3)

調達方針・行動規範を策定している事業者は、「策定しており、社外に公開もしている」(20社、24.4%)、「策定しているが社外に公開はしていない」(50社、61.0%)を合わせて70社(85.4%)となった(グラフ3)。過去2回からの推移をみると、策定しているが社外非公開の割合が増えている。

グラフ3: 調達方針・行動規範の有無と公開状況(5回、N=82)

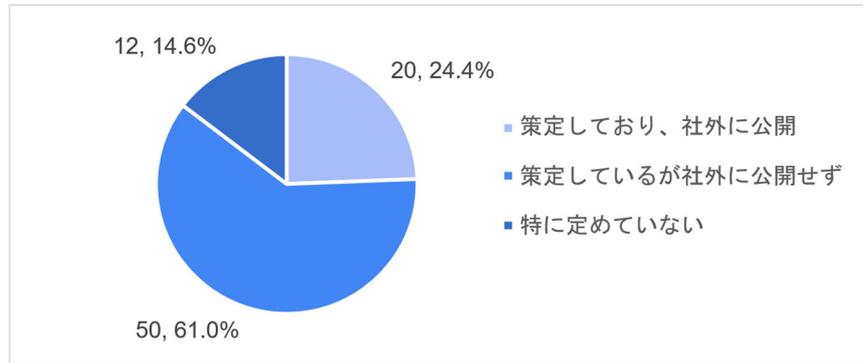


表3: 調達方針・行動規範の有無と公開状況: 3回~5回

	3回(N=80)	4回(N=74)	5回(N=82)
策定しており、社外に公開	30.0%(24)	31.1%(23)	24.4%(20)
策定しているが社外に非公開	37.5%(30)	51.4%(38)	61.0%(50)
特に定めていない	32.5%(26)	17.6%(13)	14.6%(12)

(3) 合法性確認を行う責任者の役職とその部署(問 1-4)

合法性確認を行う責任者の役職が取締役以上であるとの回答は33社(40.2%)、取締役未満であるとの回答が48事業者(58.5%)、特に定めていないとの回答が1社(1.2%)となっていた(表4)。取締役未満との回答が6割弱を占めるが、前回までのアンケートと比較すると、取締役未満の割合は減少傾向にある(1回

70.8%、2 回 54.2%、3 回 63.8%、4 回 58.1%)。これは、合法性確認を行うことの重要性が、組織内で広まっていることによる可能性がある。

合法性確認を行う部署については、「入荷・調達・その他の部門」が最も多く、41 社 (50.0%) を占めた。次いで「経営・企画関連部署」12 社 (14.6%) が多く、「環境・CSR 関連部署」5 社 (6.1%) がそれに続いた。組織の意思決定部門と直結する経営・企画関連部署が合法性確認を行っている事業者は、合法木材の取り扱いを全社的課題と位置付けているものと考えられる。なお、「部署が存在しない」と回答した 23 社のうち、代表者が責任者となっている場合が 13 社、現場担当者が責任者となっている場合は 10 社であった。この 13 社と、経営・企画関連部署が責任部署である 12 社を合わせた 25 社 (30.5%) は、意思決定者あるいは意思決定部署が合法性確認を行っていると考えられる。

表 4: 合法性確認を行う部署と責任者の役職 (5 回、N=82)

部署ごと	取締役以上	取締役以下	部署計	部署の比率
経営企画部など企画に関する部署	6	6	12	14.6%
環境・CSR に関する部署	2	3	5	6.1%
入荷・調達・その他の部署	12	29	41	50.0%
部署なし(代表者が責任者)	13	10	23	28.0%
特に定めていない	0	1	1	1.2%
取締役以上/以下ごと	33	49	-	-
取締役以上/以下の比率	40.2%	59.8%	-	-

(4) 合法性確認措置 (問 2-1)

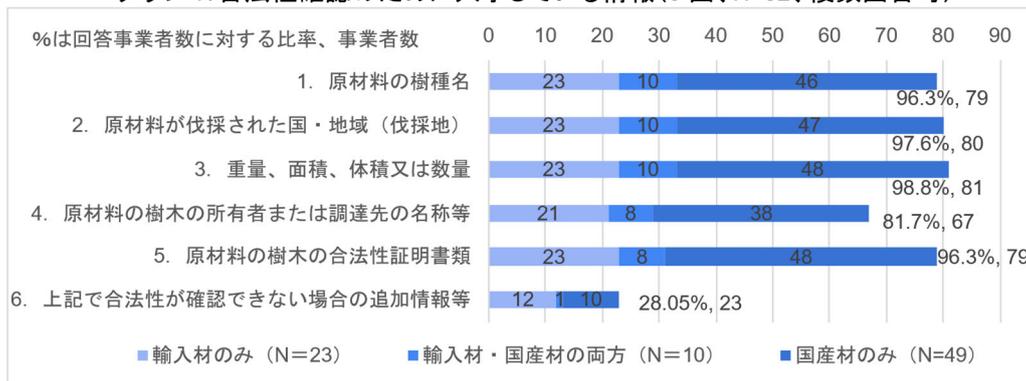
合法性確認のために入手している情報 (問 2-1)

本設問ではクリーンウッド法が第一種事業者に対して合法性確認の際に入手を求めている項目を 1~5 に置いている。これら 5 つの項目のうち、「原材料の樹木の所有者または調達先の名称等」(項目 4) (81.7%、67 社) を除き、95%以上の事業者が入手していると回答している。「樹種名」(項目 1) (96.3%、79 社)、「伐採地」(項目 2) (97.6%、80 社)、「重量等」(項目 3) (98.8%、81 社)、「合法性証明書類」(項目 5) (96.3%、79) (グラフ 4)。

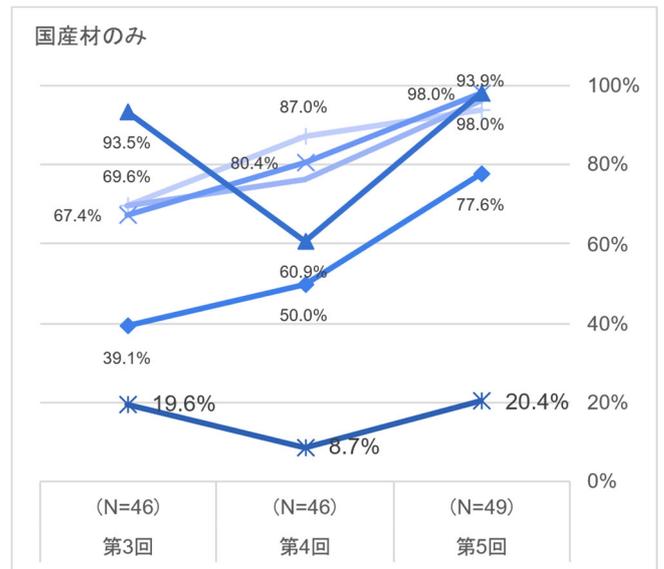
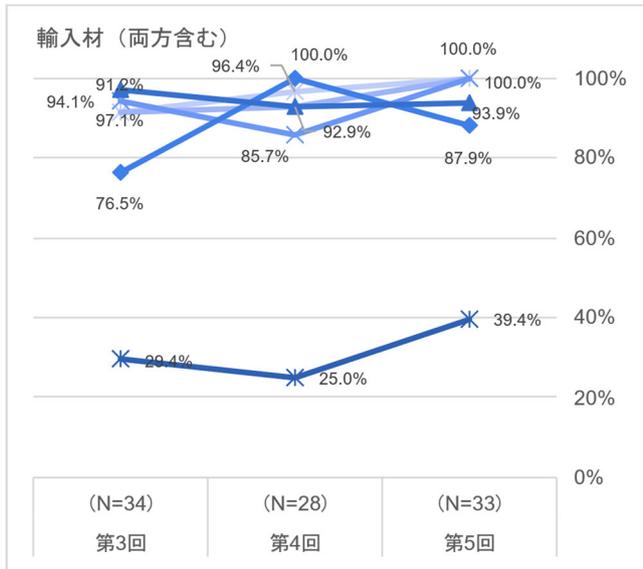
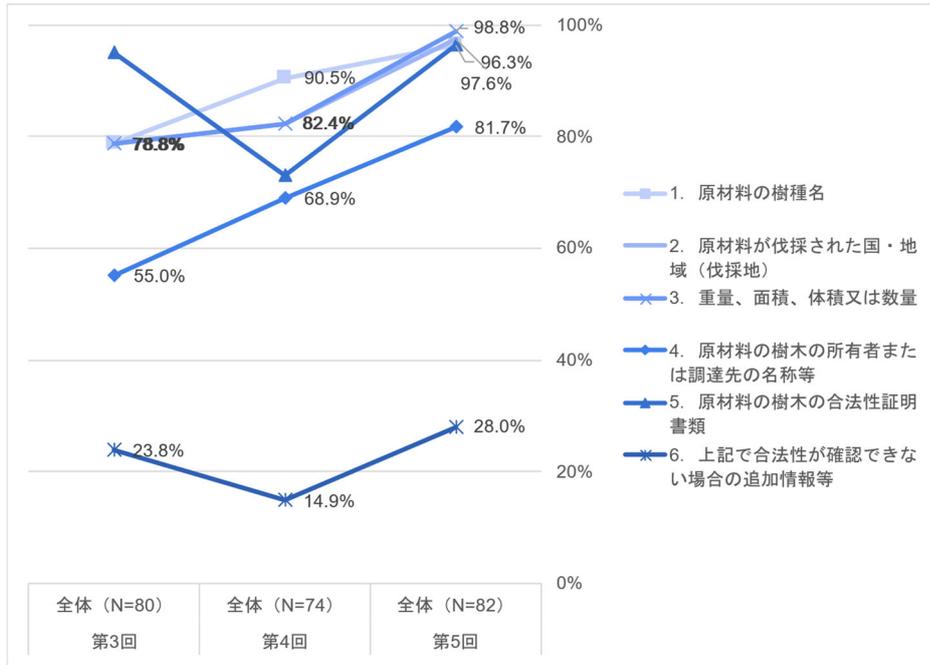
取扱木材の輸入材・国産材の別でみると、1~5 のすべての項目において国産材のみを取り扱っている事業者の入手割合は低い。しかしながら、「原材料の樹木の所有者または調達先の名称等」(項目 4) 以外の 4 項目については、国産材のみ取扱事業者の 90%以上が入手していると回答しており、過去 2 回の調査結果から大きく改善している (グラフ 5)。これは、近年、九州を中心に指摘されている盗伐事例を踏まえて、「従来の国産材は低リスクで問題なし」という認識に変化が起きている結果ともいえる。

また、クリーンウッド法では、項目 1~5 の入手によって合法性確認ができなかった場合に追加で書類・情報を入手する (項目 6) ことが求められているが、そうした書類・情報を入手していると回答したのは全体の 23 社 (28.05%) にとどまったが、輸入材のみ取扱事業者の推移をみると 3 回目からは 30 ポイント近く増え (第 3 回 29.2%、第 4 回 23.5%)、52.2%の事業者が追加情報・書類の入手に取り組んでいることがわかる。

グラフ 4: 合法性確認のために入手している情報 (5 回、N=82、複数回答可)



グラフ 5: 合法性確認のために入手している情報: 3 回～5 回



設問項目 1～4 の情報源について、輸入材と国産材に分けて整理すると、表 5 のようになる³。前回調査の傾向から大きな変化は見られず、輸入材では現地訪問や輸送許可証、FSC データベース、また国産材では伐採届、森林経営計画、伐採適合通知書などを情報源として活用していることがわかる。

³ 輸入材と国産材の両方を取り扱っている事業者は輸入材で分類した。

表 5: 合法性確認のために入手している情報源: 3 回～5 回(問 2-1 の項目 1～4 を合わせて集計)

順位※1	情報源※2(輸入材)	3 回 (N=34)	4 回 (N=28)	5 回 (N=33)	情報源(国産材)	3 回 (N=46)	4 回 (N=46)	5 回 (N=49)
1	輸入書類	22	85	91	納品書	62	145	181
2	サプライヤー(仕入れ先)	21	55	83	合法木材証明書	6	92	130
3	納品書	9	35	79	請求書	4	71	127
4	契約書	10	52	75	伐採届	20	77	103
5	原産地証明	5	45	75	素材発送明細書	5	55	78
6	現地訪問	2	28	44	森林経営計画	0	65	77
7	V-LEGAL	4	27	43	サプライヤー(仕入れ先)	10	30	73
8	輸送許可証	3	28	35	伐採適合通知	0	42	65
9	合法性証明書	1	29	30	保安林伐採許可証	4	39	62
10	FSC のデータベース	1	22	30	産地	2	35	46
11	トレーサビリティレポート	6	10	28	林地開発許可	※3	12	40
12	樹種証明書	1	12	20	項目 5 に挙げた書類	9	2	3
13	その他(伐採許可書)	—	—	3	その他(現地確認、売買契約書、国有林売買契約書の写し、出荷案内、計量票、受入時 自社スケールにて重量計測など)	—	—	26

※1: 情報源の件数順位は 5 回の集計による。

※2: 「情報源」の回答は 3 回調査では自由記述のため集計の際に適宜分類している。4 回目から選択肢から選んでもらう形式としている。

※3: 「保安林伐採許可証」「林地開発許可」をあわせて 4 件。

法令適合を証明する書類と追加の情報 (問 2-1 の項目 5・6)

第一種事業者として入手が求められている「原材料となっている樹木が、原産国または日本の法令に適合して伐採されたことを証明する書類」(問 2-1 項目 5、書類名の選択肢あり) および、「(上記 1～5 によって) 合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報」(問 2-1 項目 6、自由記述) の詳細を、国産材と輸入材に分けて整理した (表 6) ⁴。

輸入材取扱事業者 (輸入材のみ 23 社 + 輸入材・国産材両方 10 社計 33 社) が入手している法令適合を証明する書類としては (問 2-1 項目 5)、「合法性証明書」が 27 件と最も多く、「第三者認証による認証材であることの記載」(21 件)、「伐採許可書」(17 件)、「輸出許可証」(13 件)、「原産地証明書」(12 件) が続いた (表 5)。「伐採許可証」を挙げている件数は前回調査に比べて増えていることから (8 件→17 件)、輸入材について伐採地までさかのぼって確認する取り組みが広がっていると評価できる。

また、事業者ごとに回答した書類等の件数を見ると、3 つ以上の書類を挙げたのが 18 社 (33 社のうち 54%)、2 つが 9 社 (27%)、1 つが 4 社 (12%)、記入なしが 2 社 (6%) だった。また国名の記載のあった回答数は 18 社で、そのうち 15 社 (45%) が 3 つ以上の回答をしていた。

望ましいデューデリジェンス (DD) では、リスクを考慮し、より慎重な判断が求められる。複数の書類 (ここでは 3 つ以上とした)、トレーサビリティ確認 (国名の記載) の状況からは、依然として、リスク概念の低さおよび不十分な DD 内容であると考えられる。

これらの書類で合法性確認ができないと判断した場合に追加入手している書類等については (問 2-1 項目 6)、前回調査でも複数の回答があった「現地調査、ヒアリング等」(5 件) に加えて、「合法性が確認できないものは購入しない」との回答が複数あった。また、「合法性が確認できないと判断したことがない」(3 件) と回答している事業者の輸入相手国を見るとミャンマーやブラジルなど紛争が起きているなど違法伐採リスクが決して低くない国・地域が含まれている。この回答をした事業者による確認方法については、現地調査

⁴ 輸入材と国産材の両方を取り扱っている事業者は輸入材で分類した。

やヒアリングという回答が含まれず、合法性証明書類、輸出許可証、原産国の業界団体等が独自に作成した関連証明書などの書類が挙げられており、DD が十分かどうかは評価するのは難しい。

表 6: 法令適合を証明する書類と追加の情報等: 3 回～5 回(輸入材の場合)

順位 ※1	書類・情報の内容	3 回 (N=34)	4 回 (N=28)	5 回 (N=33)
法令適合を証明する書類(問 2-1 項目 5)※1				
1	合法性証明書	29	10	27
2	第三者認証による認証材であることの記載	※2	-	21
3	伐採許可証	9	8	17
4	輸出許可証	10	13	13
5	原産地証明書	16	13	12
6	原産国業界団体等が独自作成の証明書	8	0	11
7	輸送許可証	9	7	10
8	調達先のトレーサビリティシステム導入を示す書類	5	1	4
9	業界団体の監査報告書	2	0	3
10	調達先の第三者認証取得を示す書類	23	17	1
11	その他(サプライヤーへの調査票とコンサルタントによる調査レポート<3 回>)	2	1	2
問 2-1 項目 1～5 によって合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報(問 2-1 項目 6、自由回答)				
	自社の木材調達方針に基づくサプライヤー調査票、現地調査、ヒアリング等	3	3	5
	合法性が確認できないと判断したことがない	0	0	3
	合法性が確認できないものは購入しない	0	0	2
	サプライヤー、国によって適宜検討	0	0	1
	インボイス、通関書類等	1	0	1
	書類未入手	0	0	1
	モニタリング監査議事録	1	1	0
	該当国の国内規格・業界規格の認証	1	1	0
	原産国が低リスク(腐敗度指数スコア 60 以上)であることが記載された書類	1	0	0

※1: 情報源の件数順位は 5 回の集計による。

※2: 3 回調査では、「第三者認証による認証材であることの記載」という選択肢は設けておらず、「調達先の第三者認証取得を示す書類」のみを選択肢として設けていた。

入手書類に関して、具体的に国名が記述されていた回答については表 7 のように整理した。各国の関連書類の入手状況等の詳細について見てみる。

木材生産地までのトレーサビリティの把握が困難とされる木材製品製造拠点である中国に関しては、第 4 回までのアンケート同様に伐採許可証による合法性確認がほぼ同数確認された他、原産地証明書による確認も 2 社により行われていた。中国国内の木材を利用した製品については、これらの書類は、公的に伐採時の合法性を証明する書類として有効であり、中国国内で伐採される木材のほとんどが植林木であることを加味すると、違法リスクは低いと判断できる。他方、ロシアによるウクライナ侵攻による木材流通の変化を受け、現在ではロシアから輸出される木材・木材製品の約 7 割が中国へ輸出されている現状を考慮すると、ロシア側の制度では伐採許可証が存在しないことから、輸入材を利用した製品の合法性確認の方法に言及した回答者は不在であった。

ロシアについては、ウクライナ侵攻後の欧米による経済制裁を受け、木材・木材製品の輸出先が中国や中東等へと変化した状態にある。国際的な森林認証である FSC、PEFC とともにロシア国内で認証制度機能が停止されたことを受け、認証材により合法性およびトレーサビリティを確保することが日本の輸入事業者にとっても不可能な状態にあるため、ロシアからの合法性証明書類の根拠としては、原産地証明の 1 件に留まっている。2005 年 1 月に英国の NGO である Earthsight が報告している通り⁵、ロシア材を使用した木材製品が中国、中東、中央アジアを経由し、産地や認証も偽装された状態で欧州圏に輸出されていた事例をみる

⁵ Earthsight (2025 年 1 月)「Blood Stained Birch」<https://www.earthsight.org.uk/news/blood-stained-birch-press> (2025 年 7 月 3 日確認)

限り、ロシア材を使用した木材・木材製品の合法性証明を日本の輸入事業者が取得し、その信頼性を確認するには、更に困難な状況にあると推測される。

同様に違法リスクが高いとされている熱帯材の生産国について見ると、記入のあった国名に大きな変化はなく、むしろ回答のあった書類件数は減少傾向であった。その理由は定かではないが、近年、熱帯諸国における気候変動対策の一つとして、発電における木質バイオマス燃料の需要が高まりつつあり、特に天然林減少リスクは一層高まっているため、EUDR（森林破壊防止規制法）などに見られる森林減少防止の観点からも、トレーサビリティの確認は欠かせない。

表 7: 入手書類の件数: 3回～5回
(問 2-1 すべての項目について輸入材のうち国名が記述されている回答、国名は地域別に並んでいる)

国名	3回 (N=34)	4回 (N=28)	5回 (N=33)
中国	7	9	6
ロシア	5	1	1
インドネシア	15	12	8
マレーシア	13	9	9
ベトナム	3	1	6
タイ	1	0	0
ミャンマー	0	3	1
PNG	1	0	0
ニュージーランド	1	2	1
カナダ	5	2	4
米国	4	0	2
ブラジル	5	4	2
スウェーデン	1	0	1
フィンランド	2	0	3
ラトビア	1	0	1
エストニア	0	0	1
オーストリア	0	1	1
ドイツ	0	1	1
チェコ	0	0	1
ルーマニア	0	1	0
イタリア	0	1	0
クロアチア	0	1	0
合計	64	48	44

国産材について、合法性確認のために入手している書類を見ると（表 8）、多い順に「合法性証明書」（54件）、「伐採届」（32件）、「国有林の伐採業務にかかる契約書類」（27件）と、前回調査から大きな変化はない。

追加で入手している書類等については、「伐採地等の視察・現地調査」（2件）や「伐採者・出荷者の情報の確認」（1件）など、伐採地情報にアクセスしようと試みている事例が増えていることがわかる。

事業者ごとに回答した書類等件数を見ると、国産材のみを取り扱っていると回答した 59 社において、3 つ以上が 29 社（49%）、2 つが 19 社（32%）、1 つが 6 社（10%）、記入なしが 5 社（8%）だった。また伐採届と適合通知書の両方を挙げたのは 19 社（32%）だった。

民有林の盗伐の実態を考慮すると、国産材であっても以前より慎重な合法性確認が望ましいと考えられ、少なくとも林班までのトレーサビリティ確認は欠かせないが、その確認状況は依然不十分である。

表 8: 法令適合を証明する書類と追加の情報等: 3 回～5 回(国産材の場合)

順位 ※1	書類・情報の内容	3 回 (N=46)	4 回 (N=46)	5 回 (N=49)
法令適合を証明する書類(問 2-1 項目 5)※1				
1	合法性証明書	48	48	54
2	伐採届	30	28	32
3	国有林の伐採業務にかかる契約書類	20	16	27
4	業界団体認定書	29	18	24
5	県産材証明書	20	20	23
6	適合通知書	15	15	19
8	その他(出荷案内、伐採内容が記載された契約書、SGEC、国有林の売買契約書)	8	3	4
7	その他の製品証明書	1	1	0
問 2-1 項目 1～5 によって合法性確認ができないと判断した場合に入手している書類・情報(問 2-1 項目 6)				
	伐採届や伐採確認書等が記載された契約書、合法性証明書	1	2	3
	伐採地等の視察・現地調査	0	0	3
	合法性が確認できないもの、合法木材証明がない丸太は購入しない)	0	1	2
	伐採者・出荷者の個人及び事業体の情報の確認	1	0	1
	屋敷林については個人の証明	0	0	1
	合法性が確認できないと判断したことがない	0	0	1

※1: 情報源の件数順位は 5 回の集計による。

(5) 合法性確認におけるリスク情報の認識と判断、その後の対応 (問 2-2～2-4)

合法性確認において採用しているリスク情報の種類 (問 2-2)

第 3 回調査からリスクに関する設問を設けている。今回の調査 (第 5 回) では、「合法性確認をする際にリスクがあると判断するケース」については、「リスクという考え方を採用していない」と回答した事業者は全体の 5 割強を占め (52.4%、43 社)、その多数 (30 社) が国産材のみを取り扱う事業者となっているのは、前回調査と同様である (グラフ 6、表 9)。

グラフ 6: 合法性確認においてリスクという考え方を採用しているかどうか (5 回、N=82)

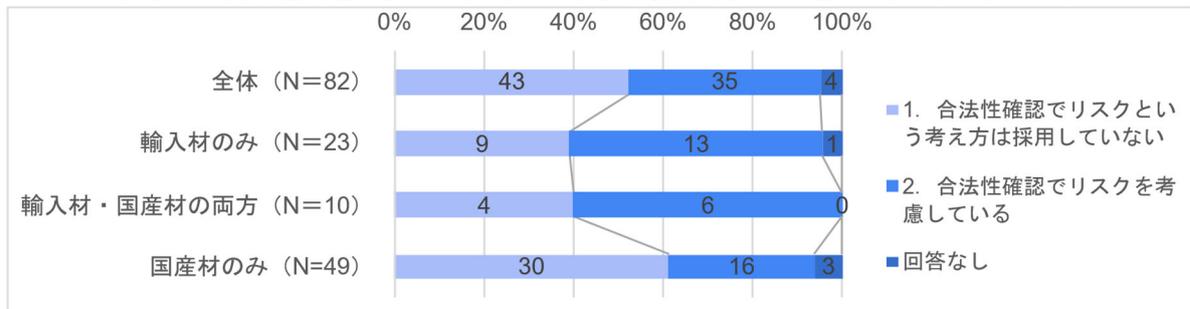


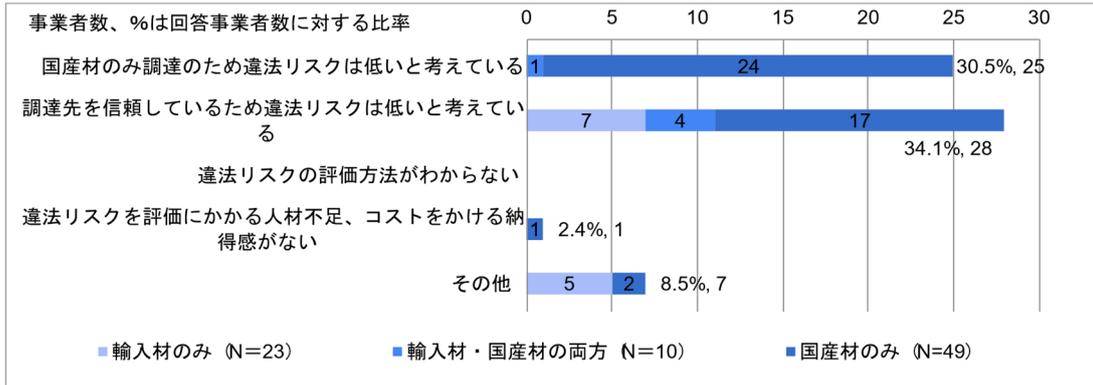
表 9: 合法性確認においてリスクという考え方を採用しているかどうか (3 回～5 回、全体)

	3 回 (N=80)	4 回 (N=74)	5 回 (N=82)
合法性確認でリスクという考え方は採用していない	38.8% (31)	54.1% (40)	52.4% (43)
合法性確認でリスクと考慮している	※1	45.9% (34)	42.7% (35)
回答なし	0% (0)	0% (0)	4.9% (4)

※1: 第 3 回調査では「リスクを考慮している」という選択肢を設けていなかったため、回答数は記載なし

「リスクという考え方を採用していない」ことの理由を尋ねたところ(第 5 回調査より追加した設問)、「国産材のみ調達のため違法リスクは低いと考えている」という回答が最も多く (25 社、30.5%)、「調達先を信頼しているため違法リスクは低いと考えている」(28 社、34.1%) と、いずれも国産材取扱事業者が多数を占めている (グラフ 7)。

グラフ 7: リスクという考え方を採用していない理由 (5 回、N=82、複数回答可)



「合法性確認でリスクを考慮している」と回答した事業者が選択したリスクについては (グラフ 8、表 10)、「問 2-1 の情報が入手できない」(35.4%、29 社) の採用率が最も多く、「書類の信頼性・妥当性に疑問が残る」(24.4%、20 社) や「直接の調達先から十分な情報が得られない」(24.4%、20 社) が続いている。「トレーサビリティが十分に把握できない」ことをリスクとして挙げている事業者が全体の 29.3% (24 社) となっている点は、過去 2 回の調査 (3 回: 26.3%、4 回: 14.9%) から大きな変化は見られておらず、サプライチェーン管理の基本といえるトレーサビリティの把握が浸透しているとは言えない。

グラフ 8: リスクがあると判断するケース (5 回、N=82、複数回答可)

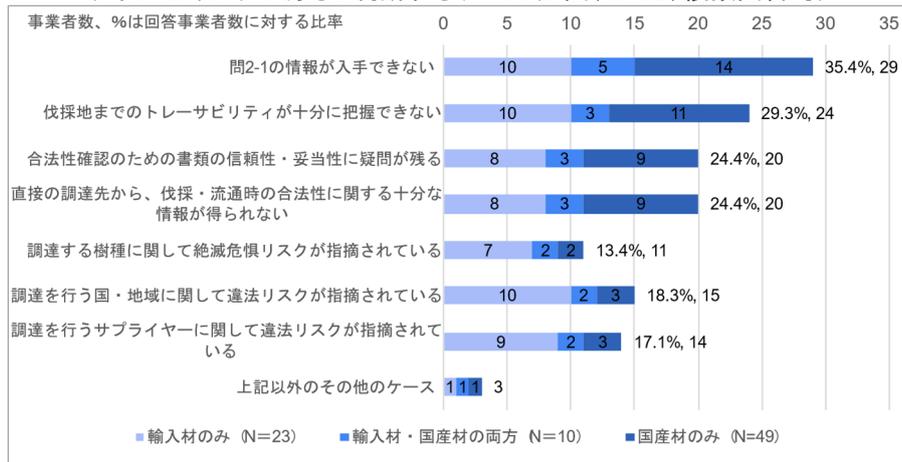


表 10: リスクがあると判断するケース (3 回~5 回、全体)

	3 回 (N=80)	4 回 (N=74)	5 回 (N=82)
問 2-1 の情報が入手できない	56.3% (45)	33.8% (425)	35.4% (29)
トレーサビリティが把握できない	26.3% (21)	14.9% (11)	29.3% (24)
書類の信頼性・妥当性に疑問が残る	25.0% (20)	27.0% (20)	24.4% (20)
調達先から十分な情報が得られない	32.5% (26)	23.0% (17)	24.4% (20)
樹種の絶滅リスク	12.5% (10)	8.1% (6)	13.4% (11)
国・地域に関するリスク	15.0% (12)	10.8% (8)	18.3% (15)
サプライヤーに関するリスク	15.0% (12)	8.1% (6)	17.1% (13)

輸入材を取り扱う事業者 (国産と両方を扱っている事業者を含む) に絞ってリスク情報を種類別にみると (表 11)、「国・地域に関するリスク」(輸入材取扱事業者のうち 36.4%、12 社)、「サプライヤーに関するリスク」(同 33.3%、11 社)、「樹種の絶滅危惧リスク」(同 27.3%、9 社) と、いずれも事業者全体における比率に比べ高くなっており、輸入材の各種リスクに目を向けている事業者が一定数いることがわかる。さらに、その情報源については、前回調査と比べると、「国際的な調査機関・認証機関等」または「政府機関」を選択している事業者が増えている。

表 11: リスクがあると判断するケースの情報の参照先: 3 回～5 回(輸入材取扱事業者の場合)

リスクの種類	5 回(N=33)	4 回(N=28)	3 回(N=24)
国・地域に関するリスクの情報	12(36.4%)	9(32.1%)	9(37.5%)
調達を行う国等の政府機関	10(30.3%)	3(10.7%)	7(29.2%)
国際的な調査機関・認証機関等(旧 NEPCON、FSC など)	10(30.3%)	7(25.0%)	8(33.3%)
報道機関	4(12.1%)	3(10.7%)	7(29.2%)
NGO 等の民間団体	8(24.2%)	5(17.9%)	7(29.2%)
サプライヤーに関するリスクの情報	11(33.3%)	6(21.4%)	9(37.5%)
調達を行う国等の政府機関	7(21.2%)	2(7.1%)	6(25.0%)
国際的な調査機関・認証機関等(旧 NEPCON、FSC など)	10(30.3%)	2(7.1%)	7(29.2%)
報道機関	3(9.1%)	2(7.1%)	5(20.8%)
NGO 等の民間団体	7(21.2%)	5(17.9%)	8(33.3%)

合法性確認におけるリスク緩和措置 (問 2-3)

問 2-3 では、なんらかのリスクがあると判断した場合にどのような方法で合法性を担保するか、すなわちリスク緩和措置としてどのような方法が採用されているのかを尋ねている。全体の 7 割強を占める事業者が「問 2-1 の情報等を入手することのみで、合法性確認を行ったものとみなす」(70.7%、58 社) と回答、そのうち国産材のみを取り扱う事業者が 40 社と多数を占めている (グラフ 9)。

3 回の調査結果の推移を見ると (表 12)、追加的措置はとらないとする事業者の割合が増えていることがわかる (57.5%→62.2%→70.7%、13 ポイント程度)。輸入材取扱事業者 (国産材と両方を含む) に絞ってみると (47.1%→46.4%→54.5%、7 ポイント)、割合の上昇度合いは全体に比べれば緩やかである。

グラフ 9: 合法性確認でリスク緩和措置を採用しているかどうか(5 回、N=82)

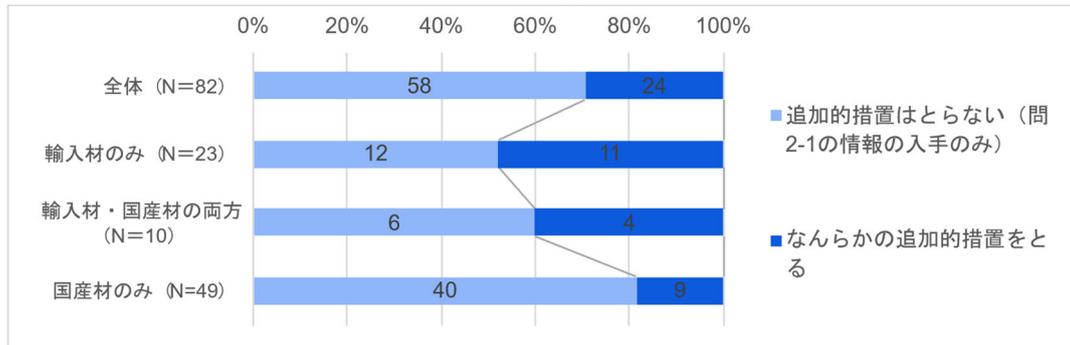


表 12: 合法性確認でリスク緩和措置を採用しているかどうか(3 回～5 回、全体)

	3 回全体 (N=80)	3 回輸入 (N=34)	4 回全体 (N=74)	4 回輸入 (N=28)	5 回全体 (N=82)	5 回輸入 (N=33)
追加的措置はとらない(問 2-1 の情報の入手のみ)	57.5%(46)	47.1%(16)	62.2%(46)	46.4%(13)	70.7%(58)	54.5%(18)
なんらかの追加的措置をとる※1	42.5%(34)	52.9%(18)	35.1%(26)	46.4%(13)	29.3%(14)	45.5%(15)
回答なし/回答不可	0%(0)	0%(0)	2.7%(1)	7.1%(2)	0%(0)	0%(0)

※1: 第 3 回調査では「なんらかの追加的措置をとる」という選択肢を設けていないため、「問 2-1 の情報の入手のみを選択しなかった数値を採用している。

「問 2-1 の情報等を入手することのみで、合法性確認を行ったものとみなす」と回答した事業者を除いた 24 社が採用しているリスク緩和措置としては (グラフ 10、表 13)、「問 2-1 の情報等の入手に加えた確認作業」(25.6%、21 社)、「信頼できる第三者から情報・アドバイスを得る」(15.9%、13 社)、「森林認証材を調達する」(15.9%、13 社) が多くなっており、それ以外の措置は採用率が低い。アンケートでは情報等の入手に加えた確認作業の詳細として、「直接の調達先の問い合わせ」、「追加的な書類の入手」「現地調査」の 3 つの選択肢を示しているが (表 13)、輸入材を取り扱う事業者 (国産材と両方を扱う事業者を含む) と国産材のみを取り扱う事業者を比較すると、いずれの選択肢でも前者の採用率が高くなっているが、なかでも現

地調査を実施している輸入材取扱業者の比率が高いことがわかる。なお、これらの結果は、前回調査と同様の傾向を示すものである。

グラフ 10: 合法性確認におけるリスク緩和措置の内容(5回、N=82、複数回答可)

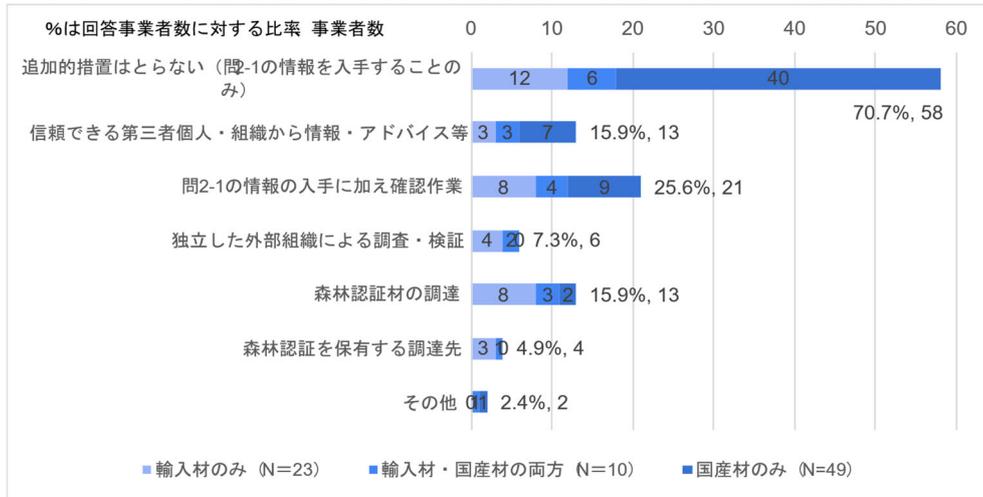


表 13: 合法性確認におけるリスク緩和措置の内容(3回~5回、全体)

	3回(N=80)	4回(N=74)	5回(N=82)
信頼できる第三者個人・組織から情報・アドバイス等	6.3%(5)	6.8%(5)	15.9%(13)
問2-1の情報の入手に加え確認作業	30.0%(24)	31.1%(23)	25.6%(21)
独立した外部組織による調査・検証	5.0%(4)	2.7%(2)	7.3%(6)
森林認証材の調達	18.8%(15)	14.9%(11)	15.9%(13)
森林認証を保有する調達先	3.8%(3)	2.7%(2)	4.9%(4)
その他	6.3%(5)	0%(0)	2.4%(2)

表 14: 情報等の入手に加え確認作業の詳細(5回、複数回答可)

	輸入材のみ(N=23)	輸入材・国産材の両方(N=10)	国産材のみ(N=49)
直接の調達先への問い合わせ	7(30.4%)	4(40.0%)	12(24.5%)
追加的な書類の入手	10(43.5%)	4(40.0%)	3(6.1%)
現地調査	6(26.1%)	3(30.0%)	4(8.2%)
その他	1(4.3%)	1(10.0%)	0(0%)

合法性確認の結果を受けた対応 (問2-4)

合法性確認を行った結果としてどのような対応を実施しているかについては、「特に対応を実施したことはない」と回答した事業者が全体の8割を超え(82.9%、68)、そのうちの多く(47社)が国産材のみを取り扱う事業者となった(グラフ11)。

グラフ 11: 合法性確認の結果の対応を実施しているかどうか(5回、N=82)

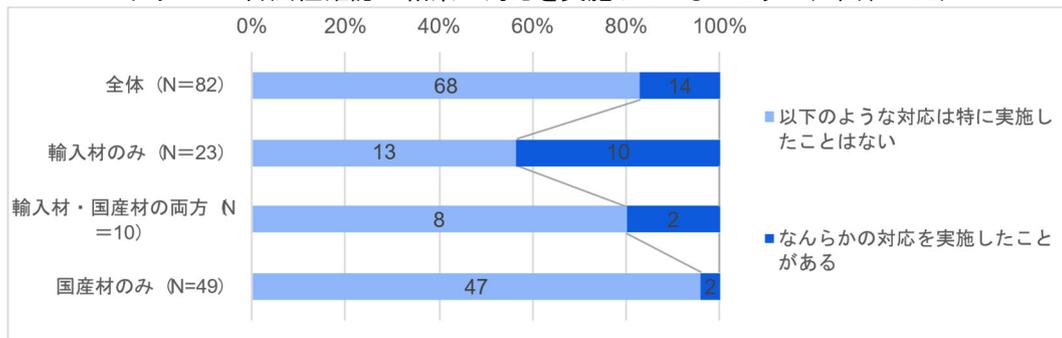


表 15: 合法性確認の結果の対応を実施しているかどうか(3回~5回、全体)

	3回(N=80)	4回(N=74)	5回(N=82)
以下のような対応は特に実施したことはない	76.3%(61)	78.4%(58)	82.9%(68)
なんらかの対応を実施したことがある※1	22.5%(18)	20.3%(15)	17.1%(14)
回答なし/回答不可	1.3%(1)	1.4%(1)	0%(0)

※1: 第3回調査では「なんらかの対応を実施したことがある」という選択肢を設けていないため、「以下のような対応は特に実施したことはない」を選択しなかった数値を採用している。

「なんらかの対応を実施」と回答した 14 社がとった対応を回答比率が高い順にあげると（グラフ 12）、「取引相手に求めた改善を自社で確認した（取引継続のまま）」（8 社、全体の 9.8%）、「国・地域を変更」（6 社、同 7.3%）、「サプライヤーを変更」（5 社、同 6.1%）、「樹種をリスクの低いものに変更」（4 社、同 4.9%）、であった。

なんらかの木材調達リスクを緩和する措置を実施した 14 社は 2 社を除き輸入材を扱う事業者である。これらの 14 社は、調達方針を策定・公表し（問 1-3、9 社）、リスク情報を考慮し（問 2-2、10 社）、なんらかの緩和措置を取ったうえで（問 2-3、10 社）、このような対応を実施するに至っていることがわかる。さらに、数社ではあるが、「改善するまで取引を停止」（問 2-4、4 社）や「調達量を減らした」（問 2-4、1 社）という対応をとったこともあると回答している。

グラフ 12: 合法性確認の結果の対応の内容(5 回、N=82、複数回答可)

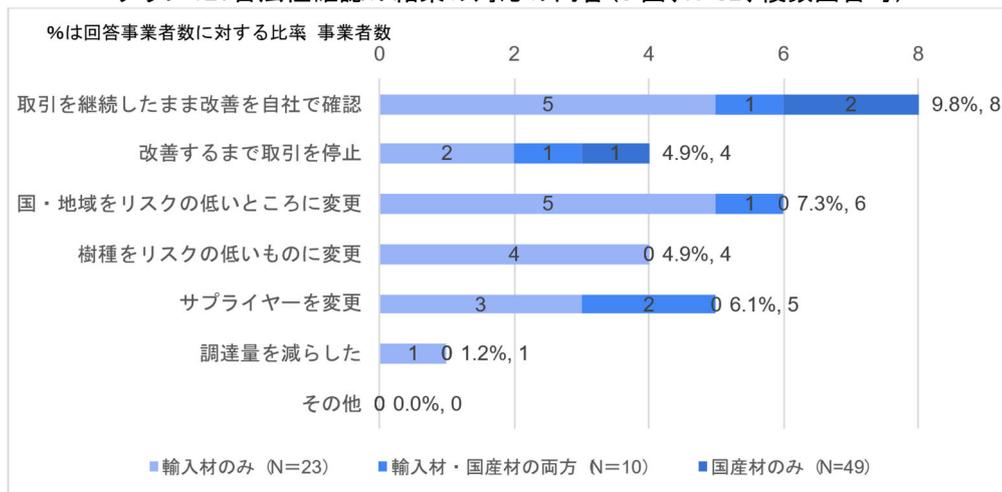


表 16: 合法性確認にけるリスク緩和措置の内容(3 回～5 回、全体)

	3 回(N=80)	4 回(N=74)	5 回(N=82)
取引を継続したまま改善を自社で確認	15.0% (12)	8.1% (6)	9.8% (8)
改善するまで取引を停止	3.8% (3)	4.1% (3)	4.9% (4)
国・地域をリスクの低いところに変更	7.5% (6)	5.4% (4)	7.3% (6)
樹種をリスクの低いものに変更	7.5% (6)	6.8% (5)	4.9% (4)
サプライヤーを変更	7.5% (6)	8.1% (6)	6.1% (5)
調達量を減らした	3.8% (3)	1.4% (1)	1.2% (1)
その他	2.5% (2)	4.1% (3)	0.0% (0)

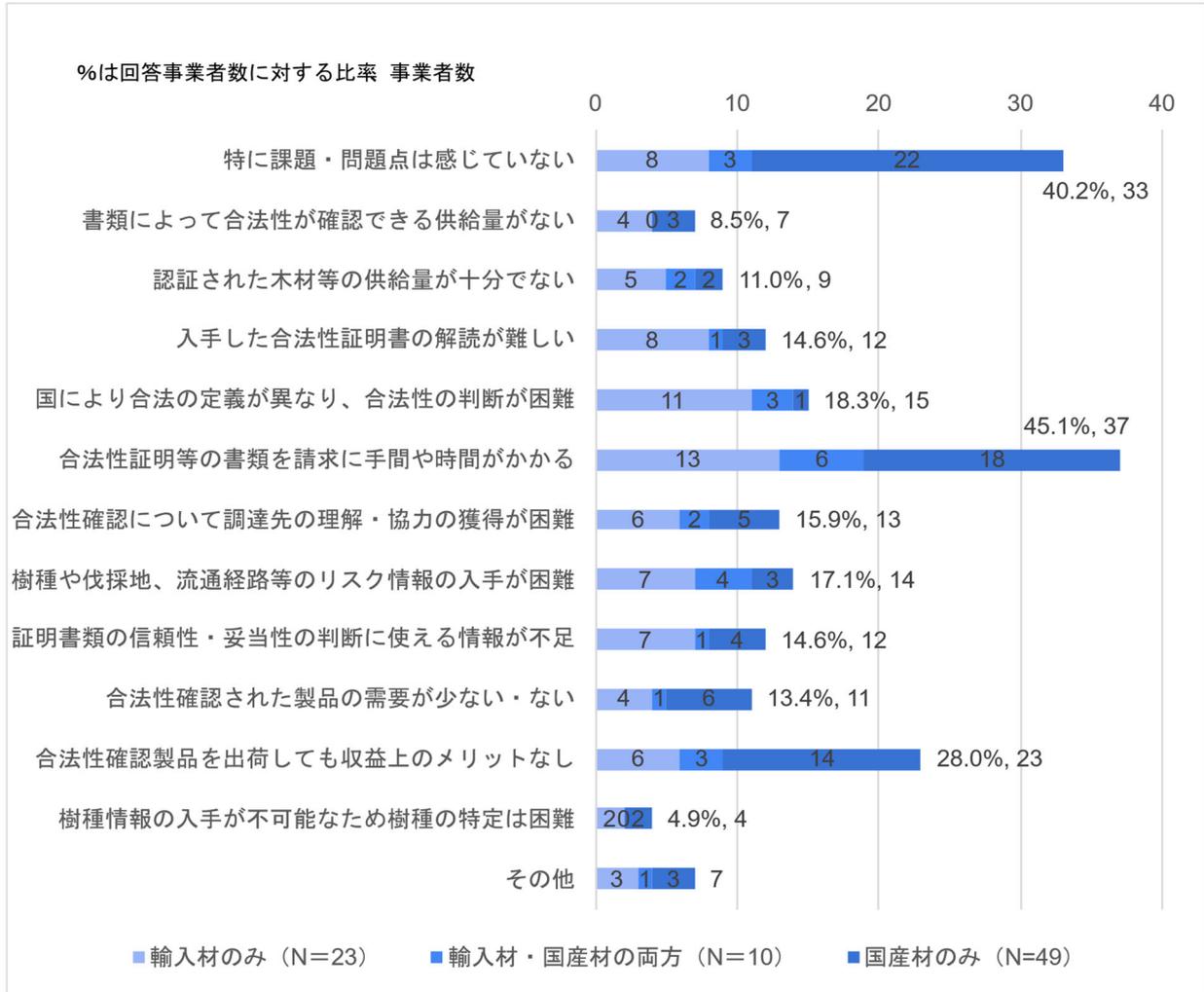
(6) 合法性確認の課題・問題点（問 3-1）

合法性確認の際の課題・問題点（複数回答可）については（グラフ 13）、「特に課題・問題点は感じていない」（40.2%、33 社）を除き、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」（45.1%、3 社）、「合法性確認製品を出荷しても収益上のメリットなし」（28.0%、23 社）、が課題としてあげられた上位 2 つである。

輸入材を扱っている事業者（国産と両方を扱っている事業者を含む）に絞ってその特徴をみると、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」（19 社）、「国により合法の定義が異なり、合法性の判断が困難」（14 社）、「樹種や伐採地、流通経路や調達先に関するリスクを入手するのが難しい」（11 社）を課題であると考えている事業者が多かった。「合法性確認製品を出荷しても収益上のメリットなし」と回答した事業者（9 社）は、前回調査（13 社）から減っているのは、全体の傾向と同様である。

一方、国産材のみを扱った事業者が指摘する課題・問題点は、「合法性確認された製品を出荷しても収益上のメリットがない」（14 社）、「合法性証明書類の請求に手間や時間がかかる」（18 社）の 2 つで、「特に課題を感じていない」との回答が最も多かった。なお、前回 10 社が問題だと指摘した「合法性確認された木材・木材製品の要望がない」については、6 社に減っている。

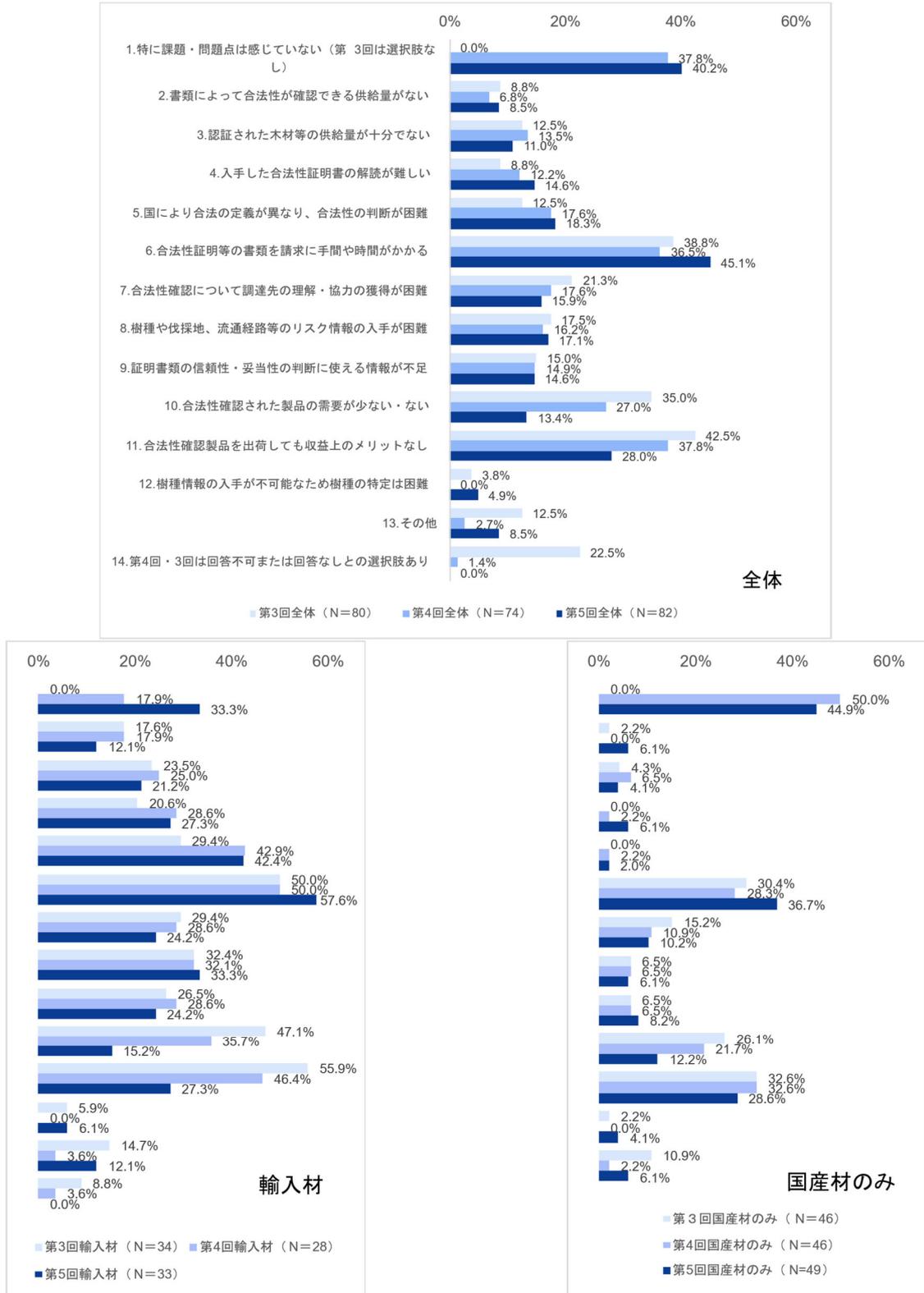
グラフ 13: 合法性確認の課題・問題点 (5 回、N=82、複数回答可)



過去 2 回の調査に比べると (グラフ 14)、「手間や時間がかかる」との回答が増える一方で (全体: 38.8% → 36.5% → 40.2%)、「合法性確認された木材・木材製品の要望がない」(35.0% → 27.0% → 13.4%)、「メリットなし」(42.5% → 37.8% → 28.0%) との回答が減っている。合法性確認に時間や手間がかかることは変わらないが、取引先の要望がない、あるいは収益上のメリットがないと受け止める事業者が減っているといえる。これは、クリーンウッド法が事業者に求める木材の合法性確認を当然行うべきことと受け止めている事業者が増えている、つまり同法が定着していると評価できる。

自由回答では (項目 13 自由記述)、「合法性の確認手法を事業者に委ねている」というクリーンウッド法の制度上の課題を指摘したものや、国産材における認証材不足やリスク上昇への対応への懸念、さらには確認に必要な書類や制度が複数混在していることへの懸念などあわせて 7 件の記述があった。

グラフ 14: 合法性確認の課題・問題点の推移(第 3 回～5 回)(全体および取扱木材産地別、複数回答可)



(7) 日本政府への要望および改正クリーンウッド法の受け止めなど(問3-2、3-3)

日本政府への要望として多かったのは(問3-2)、「消費者への合法木材やクリーンウッド法の普及啓発」(58.5%、48社)、「合法木材・木材製品や関連事業者への税制上の優遇措置」(47.6%、39社)であった(グラフ15)。これらの2項目は、輸入材のみ取扱事業者、国産材のみ取扱事業者のいずれも、もっとも多い要望となっていた。

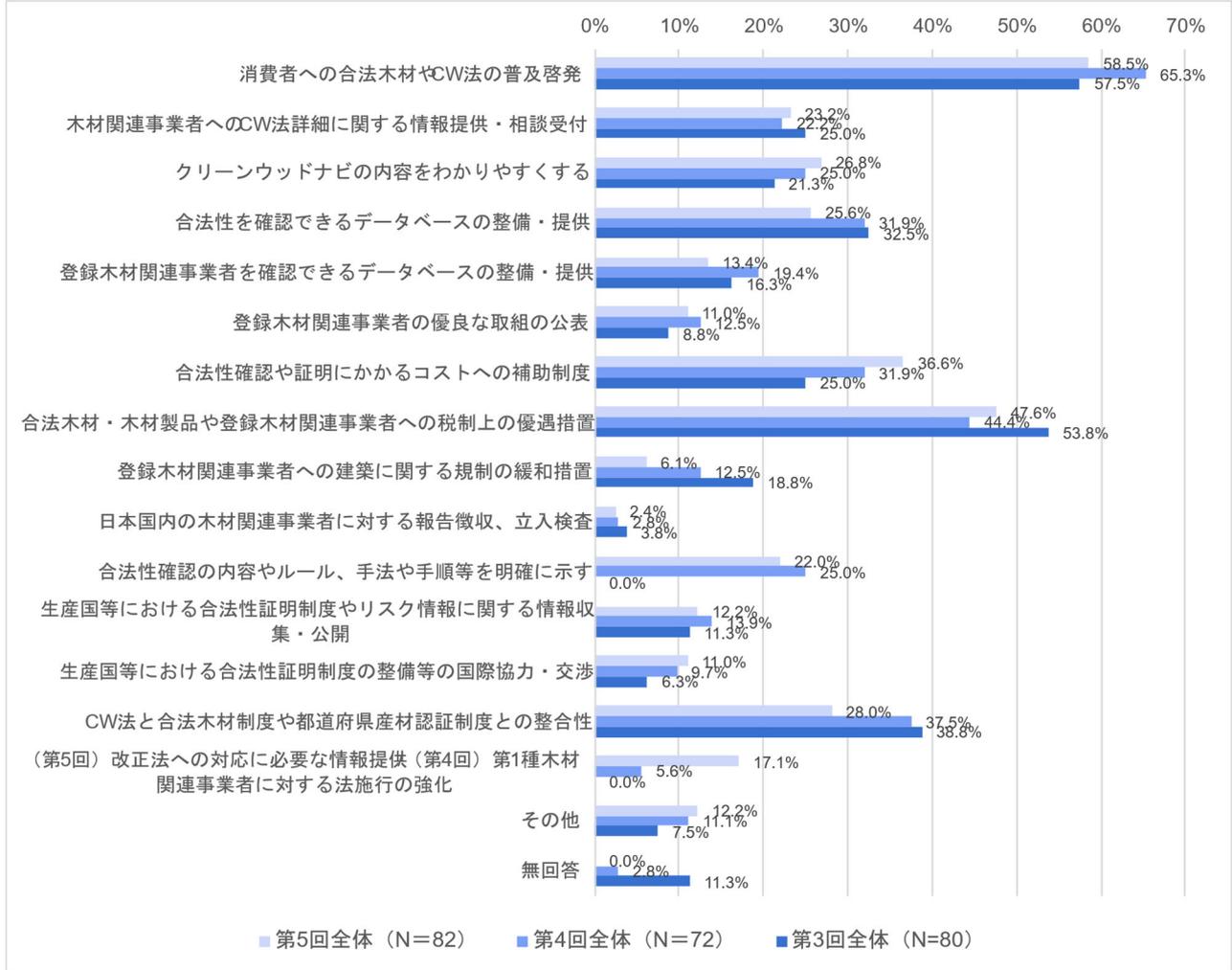
これら2項目に続いて、「合法性確認や証明にかかるコストへの補助制度」(36.6%、30社)、「合法木材制

度や都道府県産材認証制度との整合性」(28.0%、23社)の要望が多くなっていった。

その他であげられている具体的措置への要望には、「登録の有無にかかわらず木材関連事業者のCW法合法性確認を義務化」や「他国と同等の法規制」といった、改正クリーンウッド法が目指す方向性を後押しするような声が挙がっている。

また、FSC や PEFC/SGEC などの森林認証制度や合法木材制度とクリーンウッド法など木材の合法性・持続可能性に関連する制度が複数あることに対して戸惑いを感じている事業者の回答も変わらず出ている。合法性を基盤とするものの持続可能性を規定する森林認証制度とあくまでも合法性を求めるクリーンウッド法の違いを事業者が認識する必要もあると思われる。

グラフ 15: クリーンウッド法に基づく登録事業者として日本政府に求めたい具体的措置(複数回答可、3回~5回)



2025年4月から施行された改正クリーンウッド法をどのように受け止めているかなどの意見を尋ねたところ多数の意見が出た(表17)。クリーンウッド法への対応の煩雑さを簡略化することを求める意見が根強く出ている一方で、欧州で導入されたEUDR(森林破壊防止規制法)など海外の法規制との相違点があることが事業者にとってデメリットがあるという指摘もある。

表 17: 改正クリーンウッド法の受け止めや意見(自由記述)

<合法性確認への対応の手間・コスト増、仕組みの煩雑さ>

- ・ 法令がグレーで事業者にお任せな法令である。
- ・ 納品書への記載が対象外商品との組み合わせがあり難しいので、何か他のやり方はないですか？
- ・ 法対応に関して掛かるコストが結局輸入者のみの負担となる可能性が高い為、対応業者への何かしらの援助、補助があれば普及も進むと考えます。
- ・ 製紙原料として集めているので、建設業者や農家など、樹種などについて知識のない方からの仕入れや、自宅の裏山の倒れてしまった数本だけの仕入れなど、樹種不明や書類無しのもがある。こういったものについて「合法性が確認できない原料が含まれている」と記載しなければならなくなる～納品先から不要と言われなかが心配。
- ・ 木材の合法性が担保され、情報伝達が強化される方向性は好ましいが、合法性に関する自主行動規範等との兼ね合いや事務負担の増加は収益性の乏しい林業・木材産業において深刻な課題である。帳簿や記録の一本化や管理システム(既存の個別のものとは二重にならないような仕組みで)の一元化を実現するなどの対応がないと人手不足の中で対応が難しいと考える。
- ・ 法令を守るのがあたりまえと考えると手数が増えるのみ。
- ・ 色々なものがあり、統一してほしい。(ほぼ合法木材にしても同じことをいろいろなところに提出しているがその都度書式が違う)
- ・ 今回は第一種木材関連事業者に対する規制が強められた改正内容でしたが、これが第二種に波及していくことで、木材調達全体でのトレースプロセスがより煩雑化しないか不安視しております。

<法制度やその運用への意見>

- ・ 認証機関等よりの情報提供が少ない。
- ・ 良いことだと思っている。しかしながら、登録業者のみが大変になってコスト増となり登録していない業者が野放しでコスト優位になるようなことはいささか違うと思う。できれば業界全体で合法木材を扱うような取り組みにしてほしい。
- ・ そもそも国産材には違法伐採はありません。外材のみの対応にしていきたい。
- ・ すべての関連事業者に、この法律がいきわたっているかどうか懸念される。
- ・ 木材関係の法規に限らず、事業活動として、昨今の人権デューディリジェンスや、サステナビリティ関連情報の開示等の国際動向を踏まえ、自社で調達基準(トレーサビリティの確保)を定めて DDs/合法性確認を行っている。使用している原材料は、全て合法性が確認された材料のみである。クリーンウッド法の要求水準は、国際的には決して高いとは言えないと認識しており、本改正で盛り込まれる内容については既に対応できていると考えている。そのため、改正クリーンウッド法の施行前後で社内の対応変更は考えていない。一方、国側にはグリーン購入法等、関連法規の整理に加えて、国際的に信用性の高い、森林認証材(特に国産材)の流通促進を行ってほしい。
- ・ 第一種事業者においては義務化となり「しなければならない」状況ではあるが、合法性確認をした商品の付加価値がつくことによって「しないと損」といった潮流になるきっかけとなってほしい。
- ・ 法改正後も尚も違法性リスクの無視できるものであることが確認できない材が流通できる点については、一部で批判があるが、たとえ禁止してもそれを適切に遵守できる一部事業者側の現実があるとも思えず、また何より適切に施行・監理できる当局側の体制がないことは明白であり、禁止している EU 等にあっても同様の状況にあるように思う。形骸化を避けるためにも、現状のままとすることは現実的な対処であり、規制法としてよりもむしろレピュテーションリスクや ESG 投資の文脈を受けた業界側の自主的な取り組みを引き出す促進法としての機能を強化することに集中した方が、政策デザインとしては実は効率的・効果的であり、妙策である可能性は否定できないのではないかと考える。特に今後は森林破壊フリーを含む NDPE 原則は勿論のこと、GHG 排出削減も考慮すると、木材調達は輸送距離の短い近場の、持続可能性リスクが無視できるレベルにあることが確認容易な場所(国内や東南アジアなど)へと収束していくことが考えられる。また、日本企業が得意な人権分野についても、特に具体的なガイダンスを充実させていくことが重要である。それらの動きを加速するため、同法の要件範囲を段階的に拡大・深化させていくことが望ましい。
- ・ 合法性の確認は既に基本であり、当社としては今回の法改正を受けての特段の変化はなく、むしろ法的義務を超える範囲と強度で持続可能性について追求していくべき時代にあるものと認識している。
- ・ 木材の原産地までトレーサビリティの確保を義務付け、義務を怠った企業には罰則を設ける、等を織り込んだ改正クリーンウッド法が輸入業者に徹底されているかを、年次の森林認証(FSC/PEFC)第三者監査機関の審査のように、定期的に輸入業者に立ち入って審査し、不備には改善を求め、改善できなければ取扱をできなくする、など、厳しくやる企業とそうでない企業の差別化を図ってほしい。

<他国の法規制との整合性>

- ・ 日本国内のクリーンウッド法の良くする為の改正は進めて頂きたいと思いますが、他国の法律他のギャップがあつてはあまり意味を成しません。他国と共通の一本化した法が理想です。
- ・ 国際的に通用する制度であれば良いが国内のみの制度であることで妥当性を感じにくい。

以上